

(中学校) 音楽科

1 改訂の趣旨 → 現行学習指導要領の更なる充実
= 「質を高める」という意味において改訂された。

2 目標の改善

(1) 教科の目標の改善 → 生徒が教科としての音楽を学ぶ意味が一層明確化

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
(「知識及び技能」)

(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
(「思考力、判断力、表現力等」)

(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。
(「学びに向かう力、人間性等」)

※「音楽的な見方・考え方」とは

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けることである。

(2) 学年の目標の改善 → 教科の目標の構造と合わせて整理

【現行】

- (1) 情意面や態度形成などに関する目標
- (2) 表現に関する目標
- (3) 鑑賞に関する目標

【改訂】

- (1) 「知識及び技能」の習得に関する目標
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標

3 内容構成の改善 → 指導すべき内容が一層明確
内容の構成が資質・能力に基づいて整理

- 領域など：「A表現」「B鑑賞」〔共通事項〕（従前同様）
- 内容：二つの領域及び〔共通事項〕それぞれで三つの資質・能力に整理

領域、共通事項		事項		
領域	「A表現」 「歌唱」「器楽」「創作」	ア「思考力、判断力、表現力等」	イ「知識」	ウ「技能」
	「B鑑賞」	ア「思考力、判断力、表現力等」	イ「知識」	
〔共通事項〕		ア「思考力、判断力、表現力等」	イ「知識」	

- ※ ア、イ、ウの順番は重要度と関係ない。三つの資質・能力が一体的に育成されることを目指している。
- ※ 「知識及び技能」については「知識」と「技能」に分けて示されている。

(例) 第1学年 2 内容 A 表現 (1)

【現行】

A表現
 (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。
 ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。
 イ 曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。
 ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。

「創意工夫の基となる感じ取る対象」
 「技能」を伴った音楽表現
 「思考力、判断力、表現力等」

※「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」に係る内容が一体的に示されていた。

【改訂】

A表現
 (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。
 イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。
 (ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり
 (イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり
 ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。
 (ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
 (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

「思考力、判断力、表現力等」
 「知識」
 「技能」

※アは「思考力、判断力、表現力等」、イは「知識」、ウは「技能」について示されている。

4 学習内容の改善・充実

(1) 鑑賞の指導内容の充実

- 「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることが事項として示された。

(2) (共通事項)の指導内容の改善

【現行】

ア ・ ・ 知覚し ・ ・ 感受すること。
 イ 「知識」

【改訂】

ア 「思考力、判断力、表現力等」
 「(略) 知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」
 イ 「知識」

※ 事項アが「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として示された。

(3) 言語活動の充実

- 言葉のやり取りに終始しない。
- 言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにする。
 (例) 様々な rit.の仕方で歌ってみる、弦楽器の旋律を聴き返すなど。

(4) 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

- 「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」が新たに示された。

(5) 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

- 「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」が新たに示された。
 ※ 授業時数を増やすのではなく、授業の方向性を考える。

5 移行措置に係る留意事項等について

- 移行措置：平成30年4月1日から
 ※一部又は全部について新学習指導要領によることができる。
- 全面実施：平成33年4月1日から